

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
(新型インフルエンザ等対策本部)
知事メッセージ

令和2年4月24日
青森県危機対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、医療関係者の皆様、介護・福祉施設等の関係者の皆様、そして、各保健所等において防疫・検査業務を実施している方々には、日夜、厳しい環境の中で必死に対応いただいていることに対し、県民を代表して改めて感謝申し上げます。

さて、ゴールデンウィークを控え、例年であればこの時期、御家族、御友人などと一緒に、旅行や行楽など楽しいひと時を過ごされることと思いますが、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に歯止めがかからず、さらにゴールデンウィーク中の人の往来の増加により、本県においても感染患者が増加する懸念が払拭できません。

県民の皆様方には、既に不要不急の外出自粛などについて御協力いただいております。改めて感謝申し上げますとともに、引き続きの御協力をお願いいたします。

私としても甚だ心苦しく、まさに断腸の思いではありますが、皆

様の愛する故郷の家族や友人たちを守るため、特に首都圏・関西圏等の特定警戒都道府県にお住まいの方々におかれては、何とぞ今年だけは、帰省を我慢いただきたいと存じます。

県民の皆様方には、何かとご不便をおかけするとともに、寂しい思いをさせることとなりますが、お一人お一人の行動が、青森県の未来を変えます。

御理解と御協力をよろしく申し上げます。

緊急事態措置の実施区域が全国に拡大されて1週間が経過し、接触機会の低減に向けた取組が浸透してきたところですが、一方でゴールデンウィーク中は、県境をまたいだ人の移動の増加や、繁華街等への人出の増加が見込まれるところであり、いかにこれを抑えるか、そして、いかに人との接触機会を低減するかが、今後の感染患者発生の動向を左右する鍵になるものと考えています。

また、こうした取組は、全国民が足並みを揃えて取り組むことによって初めて効果が得られるものと考えております。

このことから、今般、専門家会議における御意見も踏まえ、苦渋の決断ではありますが、ゴールデンウィーク期間を対象に、「感染拡大につながるおそれのある施設」について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請等を行うことといたしました。

これにより、対象施設を経営されているの方々には、少なからず影響があるものと考えております。

経済活動の停滞による影響が県内の幅広い地域・業種に及び、特

に、厳しい環境に置かれた中小企業等の皆様方にとって、痛みの伴う要請となることは、私としては、大変心苦しい思いであります。

したがいまして、休業要請等に御協力いただいた中小企業・個人事業主の皆様方に対しては、協力金を支給することとしたいと考えているところです。

協力金の金額については、法人が30万円、個人事業主が20万円であります。

また、飲食店・料理店・喫茶店などの食事提供施設や、ホテル・旅館については、県民生活を維持していく上で必要な場合があることから、一律の休業は要請していないところですが、食事提供施設にあつては、「三つの密」を避けるために有効な「休業」や「営業時間の短縮等」、ホテル・旅館にあつては、往来抑制・外出自粛の効果が期待できる「宿泊部門の休業」に御協力いただける場合は、協力金の対象とすることとしたものです。

事業者の皆様方からのお問い合わせ等にお答えできるよう26日（日）午前9時から事前相談窓口を開設することとしておりますので、県へのお問い合わせは、今しばらくお待ちいただきたいと存じます。

なお、県民の皆様方には、食料・医薬品や生活必需品に係る買い物について、三密とならないよう各店舗の取組に御協力いただくとともに、買い占めにつながる「過度なまとめ買い」などはお控えいただくなど、冷静な行動をとってくださるよう、よろしく願いいたします。

県としては、不安を抱えている中小企業の皆様方に少しでも安心していただけるよう、今後も地域経済や県民生活のために緊急に必要な対策については、適時適切に躊躇なく対応して参りますので、県民の皆様方、そして事業者の皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。